

鳥取県部等設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第20号

鳥取県部等設置条例等の一部を改正する条例

(鳥取県部等設置条例の一部改正)

第1条 鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県行政組織条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、知事の権限に属する事務を分掌させるために設ける内部組織について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</u></p> <p>防災局 総務部 企画部 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県部等設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</u></p> <p>防災局 総務部 企画部 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p>

行政監察監

(防災局の所掌事務)

第3条 略

(総務部の所掌事務)

第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(企画部の所掌事務)

第5条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 県民の社会活動の推進に関する事項

(5) 私立学校、学術及び科学技術に関する事項

(幼稚園に関する事項を除く。)

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(文化観光局の所掌事務)

第6条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第7条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 幼稚園に関する事項(教育委員会の所管に係るものを除く。)

(8) 略

(9) 略

(生活環境部の所掌事務)

第8条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

行政監察監

(防災局の所掌事務)

第2条 略

(総務部の所掌事務)

第3条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 略

(12) 私立学校、学術及び科学技術に関する事項

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(企画部の所掌事務)

第4条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 県民の社会活動の推進に関する事項(レクリエーションその他の余暇を活用して行う活動に関する事項を除く。)

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(文化観光局の所掌事務)

第5条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第6条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 略

(8) 略

(生活環境部の所掌事務)

第7条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) レクリエーションその他の余暇を活用して行う活動に関する事項

<p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(商工労働部の所掌事務)</p> <p><u>第9条</u> 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(行政監察監の所掌事務)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(部局等の長)</p> <p><u>第13条</u> 部局等にそれぞれその長（以下「部局長等」という。）を置く。</p> <p>2 部局長等は、部にあつては部長、局にあつては局長、行政監察監にあつては行政監察監とする。ただし、防災局にあつては、防災監とする。</p> <p>3 部局長等は、部局等の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。</p> <p>4 部局長等は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	<p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(商工労働部の所掌事務)</p> <p><u>第8条</u> 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>産業技術に関する事項</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(行政監察監の所掌事務)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>
--	---

(鳥取県総合事務所設置条例の一部改正)

第2条 鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県税の賦課及び徴収に関する事務</u></p> <p>(3)～(11) 略</p> <p><u>(総合事務所の長)</u></p> <p>第3条 <u>各総合事務所にそれぞれその長(以下「総合事務所長」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 総合事務所長は、総合事務所の所掌事務をつかさどる。</u></p> <p><u>3 総合事務所長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、その任に当たるものとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県税事務所の庶務に関する事務</u></p> <p>(3)～(11) 略</p>

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第3条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成18年鳥取県条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(報告)</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を所管する保健所長を経由して知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)においては、当該委任を受けた<u>鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する福祉保健部長</u>。以下同じ。)に報告しなければならない。</p>	<p>(報告)</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を所管する保健所長を経由して知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)においては、当該委任を受けた<u>鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置される福祉保健部の長</u>。以下同じ。)に報告しなければならない。</p>

(鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正)

第4条 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例（平成17年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（調整交付金の種類）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長。以下同じ。）が調整交付金交付要綱で別に定めるところにより交付する。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>3～6 略</p>	<p>（調整交付金の種類）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置される福祉保健部の長。以下同じ。）が調整交付金交付要綱で別に定めるところにより交付する。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>3～6 略</p>

（鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（入居者の公募）</p> <p>第3条 知事（地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する生活環境部長若しくは同条例第2条の規定により設置される生活環境部を構成する内部組織の長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。</p>	<p>（入居者の公募）</p> <p>第3条 知事（地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された生活環境部の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所の長又は同部を構成する内部組織の長。以下同じ。）は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。</p>

（鳥取県採石条例の一部改正）

第6条 鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（採石業者の義務）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第2項に規定する県土整備部長若しくは同条例第2条の規定により設置される県土整備部を構成する内部組織の長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。</u>）に報告しなければならない。</p>	<p>（採石業者の義務）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第1条の規定により設置される県土整備部の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置される総合事務所の長又は同部を構成する内部組織の長。以下同じ。</u>）に報告しなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。